

中村川流域、波瀬川流域、赤川流域が

流域治水を本格的に実践し、浸水被害を軽減させるため、

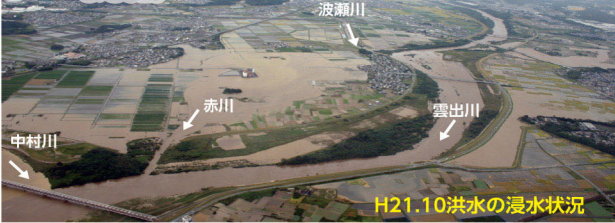
「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、

「特定都市河川」および「特定都市河川流域」に

指定されました。(令和5年3月31日に指定)

Q なぜ、中村川流域、波瀬川流域、赤川流域が指定されたの？

A この地域は、近年10年(平成21年～平成30年)では、ほぼ年1回の浸水被害となっています。流域に関わるあらゆる関係者が協働し、このような浸水被害を軽減していくために、本3流域が指定されました。

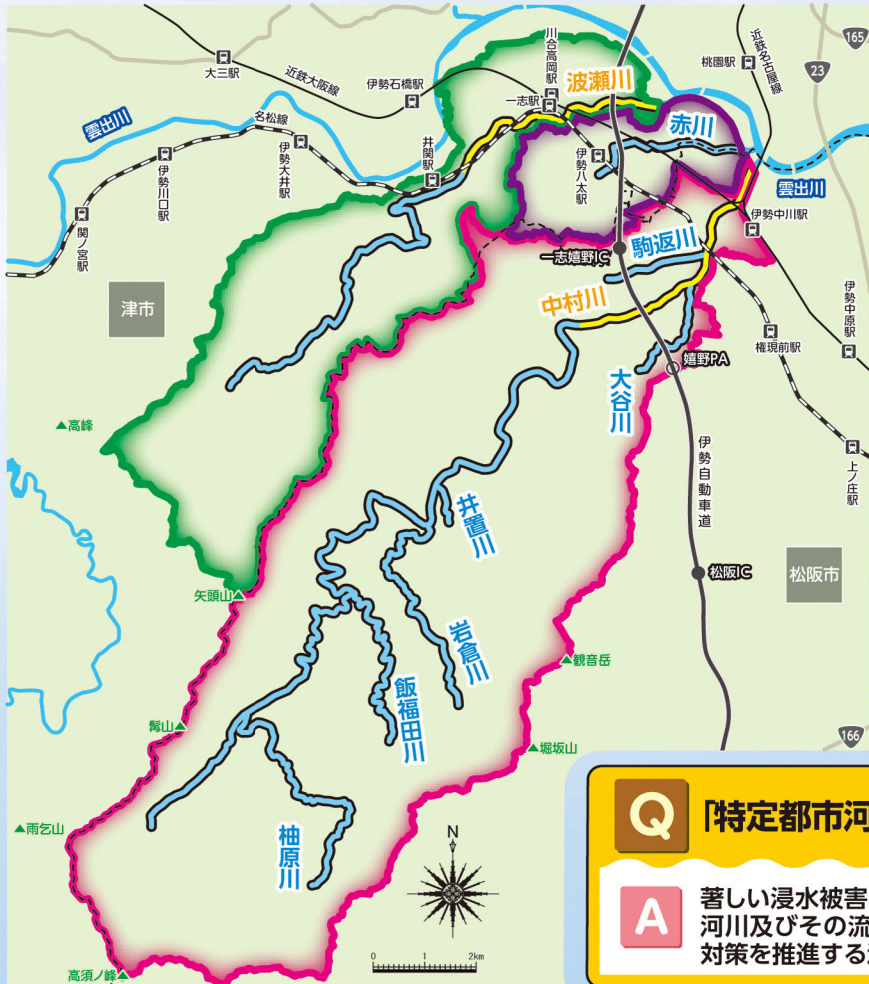


H21.10洪水の浸水状況

Q 「特定都市河川」「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるの？

A 堤防の整備、河道掘削などのハード整備を加速していきます。加えて、国・県・市・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。そのうちの1つとして、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為について、許可が必要となります。
※詳細は裏面でご紹介しています。

■中村川、波瀬川、赤川特定都市河川流域 位置図



	特定都市河川(国管理)
	特定都市河川(県管理)
	特定都市河川流域(中村川)
	特定都市河川流域(波瀬川)
	特定都市河川流域(赤川)
	行政界

Q 「特定都市河川浸水被害対策法」ってなに？

詳しくはこちらをご覧ください。

A 著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域等について、浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。



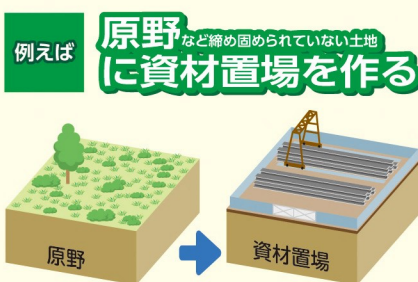
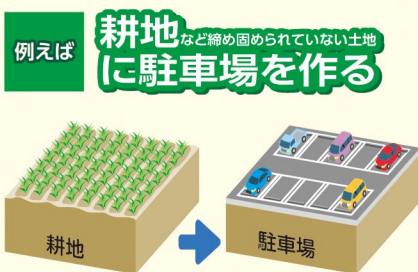
許可が必要!

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要です。

- ▶ 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為**（土地の締固めや開発などにより雨水を浸み込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為）は、三重県知事の**許可が必要**です。
- ▶ 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要**です。

※ 宅地等以外の土地とは、林地・耕地・原野類、山地、人工植生法面、締固められた土地、ゴルフ場・運動場類（排水施設を伴うものに限る）のことで、
 ※ 1,000m²は、約1反（991.7m²）、約300坪（991.7m²）です。
 ※ 行為面積や行為前後の状況により、必要な対策は異なります。
 ※ 1,000m²未満の雨水浸透阻害行為を行われる方も、雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策にご協力いただきますようお願いいたします。

以下のような、雨水浸透阻害行為 (1,000m²以上の場合)を行う際には…



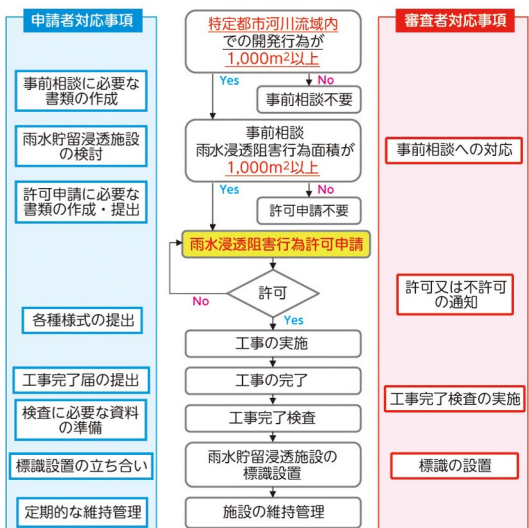
雨水を貯めたり 浸み込ませたりする 対策が必要です。



手続きフロー図

- ▶ 雨水浸透阻害行為許可申請については、事前相談、許可申請の手順を踏んでください。

申請ガイドのフロー図



許可の相談窓口

- ▶ 雨水浸透阻害行為許可申請について、まずは下記相談窓口までお問い合わせ下さい。

開発地	申請先	相談窓口	連絡先(TEL)
津市内	三重県知事	三重県県土整備部 河川課 河川計画班	059-224-2682
松阪市内			

※ 許可申請書の提出先は最寄りの建設事務所となります。

詳しくはこちらをご覧ください。
(三重県県土整備部河川課)



雲出川中流部流域水害対策協議会準備会

問い合わせ先 / 中部地方整備局三重河川国道事務所 TEL: 059-229-2211
 三重県県土整備部河川課 TEL: 059-224-2682
 津市建設部河川排水推進室 TEL: 059-229-3207
 松阪市建設部建設総務課 TEL: 0598-53-4142

雲出川中流部流域水害対策協議会準備会は、三重河川国道事務所、三重県、津市、松阪市等で構成されています。